

投票立会人の職務

投票立会人は、投票が行われるときに公益代表として、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会うことが役目です。

投票立会人の職務の主なものは、下記のとおりです。

1 投票手続き全般について立ち会う

- (1) 投票所の開閉に立ち会う。
- (2) 最初の選挙人が投票する前に、投票所内の選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会う。(投票開始の際にいる立会人)
- (3) 選挙人の選挙人名簿との対照に立ち会う。
- (4) 選挙人に対する投票用紙の交付に立ち会う。
- (5) 不在者投票の投票箱への投入に立ち会う。(第10投票所のみ)
- (6) 投票箱の閉鎖に立ち会う。(投票終了の際にいる立会人)

2 次の場合、投票管理者から意見を求められたとき、意見を述べる こと(投票管理者は、立会人の意見が異なるとき、それに拘束されることなく、自らの判断によって決定できる。)

- (1) 投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。
- (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。
- (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。
- (4) 不在者投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。
(第10投票所のみ)
- (5) 受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。

3 次の場合、異議があるとき意見を述べる

- (1) 選挙人が投票を拒否されたこと、または選挙人が投票を拒否されないことについて異議があるとき。
- (2) 選挙人が代理投票を認められたことについて異議があるとき。

4 投票録・引継書等に署名する

5 投票箱の送致にあたる投票立会人は、投票箱のカギ（封筒）1つを保管し、投票管理者とともに投票箱を選挙長に送致する